

お知らせ（歯）
令和 7 年 2 月 14 日

医療DXに係る診療報酬上の評価の取扱い、入院時の食費基準額の取扱い及び口腔機能指導加算並びに歯科技工士連携加算の取扱いに係るマスター更新について

中間年改定の年に行う期中の診療報酬改定につきましては、令和 7 年 1 月 29 日に中央社会保険医療協議会から厚生労働大臣に答申され、今後、厚生労働大臣から診療報酬の算定方法に係る告示及び関係通知等が発出される予定です。

これに先立ち、中央社会保険医療協議会の答申書に基づき、下記のとおりマスターを更新する予定としましたので事前にお知らせします。

なお、前述の告示及び関係通知等により、マスター更新予定の内容に変更がある場合もありますので、ご承知おき願います。

記

- 1 「医療DXに係る診療報酬上の評価の取扱い」に係る更新について
「医療DX推進体制整備加算」及び「在宅医療DX情報活用加算」を別紙 1 のとおり更新する予定です。
- 2 「入院時の食費基準額の取扱い」に係る更新について
「入院時食事療養」及び「入院時生活療養」を別紙 2 のとおり更新する予定です。
※ 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額についても更新予定(新設又は変更)
- 3 「口腔機能指導加算及び歯科技工士連携加算の取扱い」に係る更新について
「口腔機能指導加算」及び「歯科技工士連携加算」を別紙 3 のとおり更新する予定です。
- 4 マスター更新日について
令和 7 年 3 月上旬予定（令和 7 年 4 月 1 日適用）

令和7年3月上旬のマスター更新で内容が変更（他項目含む）となる場合があります。

「医療D Xに係る診療報酬上の評価の取扱い」に係る歯科診療行為マスターの更新予定

(医療D X推進体制整備加算)

(12コード)

変更区分	更新内容	診療行為コード	変更後(令和7年4月診療分以降)		変更前(令和7年3月診療分まで)	
			省略漢字名称	点数	省略漢字名称	点数
3	新設	301183670	医療D X推進体制整備加算 1 (初診)	11点		
3	新設	301183770	医療D X推進体制整備加算 2 (初診)	10点		
3	新設	301183870	医療D X推進体制整備加算 3 (初診)	8点		
5	変更	301183470	医療D X推進体制整備加算 <u>4</u> (初診)	9点	医療D X推進体制整備加算 <u>1</u> (初診)	9点
5	変更	301183570	医療D X推進体制整備加算 <u>5</u> (初診)	8点	医療D X推進体制整備加算 <u>2</u> (初診)	8点
5	変更	301123670	医療D X推進体制整備加算 <u>6</u> (初診)	6点	医療D X推進体制整備加算 <u>3</u> (初診)	6点
3	新設	302020110	医療D X推進体制整備加算 1 (医学管理等)	11点		
3	新設	302020210	医療D X推進体制整備加算 2 (医学管理等)	10点		
3	新設	302020310	医療D X推進体制整備加算 3 (医学管理等)	8点		
5	変更	302019910	医療D X推進体制整備加算 <u>4</u> (医学管理等)	9点	医療D X推進体制整備加算 <u>1</u> (医学管理等)	9点
5	変更	302020010	医療D X推進体制整備加算 <u>5</u> (医学管理等)	8点	医療D X推進体制整備加算 <u>2</u> (医学管理等)	8点
5	変更	302019810	医療D X推進体制整備加算 <u>6</u> (医学管理等)	6点	医療D X推進体制整備加算 <u>3</u> (医学管理等)	6点

(在宅医療D X情報活用加算)

(2コード)

変更区分	更新内容	診療行為コード	変更後(令和7年4月診療分以降)		変更前(令和7年3月診療分まで)	
			省略漢字名称	点数	省略漢字名称	点数
3	新設	303016870	在宅医療D X情報活用加算 1	9点		
5	変更	303014870	在宅医療D X情報活用加算 <u>2</u>	8点	在宅医療D X情報活用加算	8点

令和7年3月上旬のマスター更新で内容が変更（他項目含む）となる場合があります。

「入院時の食費基準額の取扱い」に係る歯科診療行為マスターの更新予定

(入院時食事療養)

(4コード)

変更区分	更新内容	診療行為コード	省略漢字名称	金額	
				変更後(令和7年4月診療分以降)	変更前(令和7年3月診療分まで)
5	変更	320000110	入院時食事療養（1）（1食につき）（2以外の食事療養）	690円	670円
5	変更	320003410	入院時食事療養（1）（1食につき）（流動食のみを提供）	625円	605円
5	変更	320000410	入院時食事療養（2）（1食につき）（2以外の食事療養）	556円	536円
5	変更	320003510	入院時食事療養（2）（1食につき）（流動食のみを提供）	510円	490円

(入院時生活療養)

(3コード)

変更区分	更新内容	診療行為コード	省略漢字名称	金額	
				変更後(令和7年4月診療分以降)	変更前(令和7年3月診療分まで)
5	変更	320000510	入院時生活療養（1）食事療養（ロ以外の食事の提供たる療養）	604円	584円
5	変更	320003610	入院時生活療養（1）食事療養（流動食のみを提供）	550円	530円
5	変更	320000910	入院時生活療養（2）食事療養	470円	450円

(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額)

変更区分	更新内容	診療行為コード	省略漢字名称	金額	
				変更後(令和7年4月診療分以降)	変更前(令和7年3月診療分まで)
			食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額についても更新予定（新設又は変更）		

令和7年3月上旬のマスター更新で内容が変更（他項目含む）となる場合があります。

「口腔機能指導加算及び歯科技工士連携加算の取扱い」に係る歯科診療行為マスターの更新予定

（口腔機能指導加算）

(1コード)

変更区分	更新内容	診療行為コード	省略漢字名称	点数	
				変更後(令和7年4月診療分以降)	変更前(令和7年3月診療分まで)
5	変更	302018070	口腔機能指導加算	12点	10点

（歯科技工士連携加算）

(6コード)

変更区分	更新内容	診療行為コード	省略漢字名称	点数	
				変更後(令和7年4月診療分以降)	変更前(令和7年3月診療分まで)
5	変更	313040070	歯科技工士連携加算 1 (印象 (歯冠修復))	60点	50点
5	変更	313040170	歯科技工士連携加算 2 (印象 (歯冠修復))	80点	70点
5	変更	313040470	歯科技工士連携加算 1 (咬合 (欠損補綴))	60点	50点
5	変更	313040570	歯科技工士連携加算 2 (咬合 (欠損補綴))	80点	70点
5	変更	313040770	歯科技工士連携加算 1 (試適)	60点	50点
5	変更	313040870	歯科技工士連携加算 2 (試適)	80点	70点